



平成 25 年 9 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社 伊 予 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 大 塚 岩 男
(コード番号：8385 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取締役総合企画部長 平野 志郎
(TEL 089-941-1141)

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

伊予銀行（頭取 大塚岩男）は、平成 25 年 9 月 24 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

当行株式の流動性を高めるとともに、個人投資家の方々をはじめとする投資家層の拡大を図るために、単元株式数の引き下げを行うものであります。

さらに、NISA（少額投資非課税制度）における投資対象となりますので、投資家の皆さまにより投資しやすい株式となります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更します。

(3) 変更予定日

平成 25 年 11 月 1 日（金）

【ご参考】

上記変更に伴い、平成 25 年 11 月 1 日（金）をもって、東京証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されます。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記株式数の変更に伴うものであります。

(2) 変更の内容

(下線は、変更部分を示します。)

変更前	変更後
(単元株式数) 第 8 条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当銀行の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(新設)	<u>附 則</u> <u>第 1 条 第 8 条の変更は、平成 25 年 11 月 1 日</u> <u>より効力を生じるものとする。なお、本附則</u> <u>は効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 効力発生日

平成 25 年 11 月 1 日（金）

以 上